

## り災証明書の交付を希望される方へ

### ●り災証明書とは

り災証明書とは、火災で不動産、動産に損害があった場合、その事を証明し交付するものです。保険請求、税金の控除等で、損害の事実の証明が必要な場合に交付を行います。

り災証明書の交付には、損害があった所有者等による、「り災届」が提出されていることが条件です。

### ●受付時間

8時30分～21時30分（年末年始を除く）

### ●受付場所

糸島市消防署警備課

092-322-4222（代表） 092-332-8028（警備課直通）

### ●注意点

- ① り災届を提出して、おおよそ1週間後から交付可能となります。  
火災発生後、緊急にり災証明書が必要な場合は、火災があった事実を証明することは可能ですが、り災の程度を「調査中」とする場合があることをご了承ください。
  - ② り災証明書の交付に際しては、事前に電話連絡をしてください。連絡がない場合、交付までに時間を要したり、交付できないことがありますので注意してください。
  - ③ 持参していただくものは、手数料(1部につき300円)、本人確認書類(運転免許証等)。
  - ④ 受付には申請者本人(所有者等)の来署が望ましいです。
  - ⑤ 申請者以外の方が来署する場合は、申請者の委任状と、来署される方の本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。  
※委任状は糸島市ホームページの右下、関連機関→糸島市消防本部→各消防署→り災関係書類にあります。または、最寄りの糸島市消防署出張所に取りに来て下さい。
- ※ 突発的な災害が発生した場合、発行できない場合がございます。ご了承ください。